

## tanabe en+チャレンジキッチン利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、南紀みらい株式会社（以下「運営会社」という。）が運営する田辺市市街地活性化施設 tanabe en+ 1階のカフェ機能を、新規開業希望者や、既存事業者に対して新商品等のマーケティングやプロモーションに活用可能な場である tanabe en+チャレンジキッチン（以下「チャレンジキッチン」という。）として提供するため、その利用にあたり必要な事項を定めるものとする。

### (利用形態)

第2条 チャレンジキッチンは、運営会社が運営する田辺市市街地活性化施設 tanabe en+ 1階のカフェ機能を、新規開業希望者のチャレンジの場としてレンタルする形態（以下「チャレンジレンタル」という。）と、既存事業者等によるイベント等で厨房をレンタルする形態（以下「厨房レンタル」という。）をとる。

### (利用者資格)

第3条 チャレンジレンタルにおける利用者資格は次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 田辺市内で開業を予定する個人、もしくは田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、みなべ町（以下「田辺市地域」という。）内に田辺市地域内に本社もしくは本店を置き、かつ田辺市内で新たな店舗等の開業を予定する事業者
- (2) 利用期間中、チャレンジキッチンにスタッフを1名以上常駐させられる者
- (3) 関連する法律等の許認可等を受けている者
- (4) tanabe en+レンタルスペース等利用規約第2条に掲げる tanabe en+メンバーの登録を済ませた者

2 厨房レンタルにおける利用者資格は次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 田辺市地域内在住の個人、もしくは田辺市地域内に本社もしくは本店を置く事業者
- (2) 利用期間中、チャレンジキッチンにスタッフを1名以上常駐させられる者
- (3) 関連する法律等の許認可等を受けている者
- (4) tanabe en+レンタルスペース等利用規約第2条に掲げる tanabe en+メンバーの登録を済ませた者

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は利用不可とする。

- (1) 店舗を著しく汚損し、又は騒音、振動若しくは悪臭を発生する恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 暴力団を含む反社会的勢力であるもの
- (4) 反社会的勢力との関係を有しているもの
- (5) 前号に掲げるもののほか、チャレンジキッチンとして適当と認められないもの

### (提供商品)

第4条 チャレンジキッチンにおいて提供する商品は飲食物に限り、かつ運営会社が次の

各号の要件と、出店に関する誓約書（別紙1）内に掲げる注意事項の内容から総合的に判断して認めたものとする。

- (1) 地域の産品を使用するなどの田辺らしさがあるもの
  - (2) 新規性のあるもの
  - (3) 将来性・市場性があるもの
  - (4) 信頼性・安全性が確保されているもの
  - (5) オリジナリティがあるもの
- 2 提供する商品が店内調理を要する場合、必ず利用者が責任をもって調理をおこなう。
  - 3 提供する商品に必要となる食材や調味料は全て、利用者が責任をもって用意する。
  - 4 利用者が施設内の食器や調理器具を使用する際は、運営会社の了承のうえ、使用することができる。

（利用プラン）

第5条 チャレンジキッチンにおいて利用可能なプランは、次の各号のとおりとする。

- (1) シェアプラン（チャレンジレンタルにおける常設カフェメニュー併行提供可能な場合）
- (2) 貸切プラン（チャレンジレンタルにおける貸切の場合）
- (3) イベントプラン（厨房レンタルの場合）

（利用期間、利用時間、利用回数）

第6条 利用期間は利用開始日を含め、シェアプランについては最長7日間、貸切プランおよびイベントプランについては最長3日間とする。

- 2 利用時間は午前10時から午後7時までとする。
- 3 チャレンジレンタルにおける同一利用者による利用は原則1回とする。ただし、運営会社が、利用者の事業計画が複数回の利用により新商品等のマーケティングやプロモーションにつながる内容と認める場合はこの限りではない。
- 4 厨房レンタルにおける同一利用者による利用は原則、月1回とする。
- 5 利用期間中の転貸は認めない。

（利用料金）

第7条 利用料金は、シェアプランは1日につき2,000円、貸切プラン、イベントプランは1日につき4,000円とする。

- 2 利用者は利用開始日までに利用計画日数に応じた利用料金を一括して運営会社に対して支払う。

（利用申請）

第8条 チャレンジキッチンの利用を希望する者（以下「希望者」という。）は、利用開始日の30日前までに、tanabe en+チャレンジキッチン利用申請書（様式第1号）に、tanabe en+チャレンジキッチン利用計画書（様式第2号）、その他関係書類を添えて、運営会社に申請しなければならない。

(利用者の決定)

第9条 運営会社は、希望者から前条の規定による申請があったときは、利用者を選定し、決定するものとする。

2 運営会社は、利用者を決定したときは、チャレンジキッチン出店決定(不決定)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(チャレンジキッチンにおける収益の取扱い)

第10条 チャレンジキッチンにおいて利用者が提供した商品等にかかる収益及び損失は、利用者に帰属するものとする。

(損害賠償)

第11条 運営会社は、次の各号いずれかに該当するときは、利用者に対し損害賠償を請求することができる。

- (1) 利用者が故意にチャレンジキッチン内の設備及び備品等を損壊等させたとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用者がチャレンジキッチン内の設備及び備品等を著しく損壊等させ、損害賠償の請求が相当であると運営会社が認めるとき

(原状回復)

第12条 利用者は利用期間終了までにチャレンジキッチンを原状回復しなければならない。

(利用の取消)

第13条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、第8条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書等に虚偽の記載があったとき
- (2) 申請書等に記載された内容以外の用途に使用したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この規約に定める事項に違反したとき

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、運営会社が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年8月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

南紀みらい株式会社 宛て

（申請者）

所在地

出店名

代表者氏名



電話番号

申請者住所

（個人事業者の場合）

### tanabe en+チャレンジキッチン利用申請書

tanabe en+チャレンジキッチンを利用したいので、tanabe en+チャレンジキッチン利用規約第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者名	住 所	
	出 店 名	
	代 表 者 氏 名	
利用プラン	シェアプラン ・ 貸切プラン ・ イベントプラン ※いずれかに○	
利用目的		
利用希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
カフェメニューの取扱い	併行して提供 可 ・ 不可 ※どちらかに○	
添付書類	(1) tanabe en+チャレンジキッチン利用計画書（様式第2号） (2) tanabe en+チャレンジキッチン利用誓約書（別紙1） (3) 食品衛生責任者 修了証の写し (4) その他、南紀みらい株式会社が必要と認める書類	

様式第2号（第7条関係）

tanabe en+チャレンジキッチン利用計画書

事業所・代表者氏名	
連絡先	
店舗名	
業種	
営業時間	
休業日	
利用動機	(利用申請した理由、目的等を記入)
事業の内容	(販売予定商品内容等を記入)
事業の特色	(既存店舗との違い等、店舗の特徴を記入)
想定する来客者	(ターゲットとしている来客者等を記入)
利用による影響	(チャレンジキッチンを利用することによる効果、影響等を記入)
要員計画	(店舗の人員配置計画等を記入)
利用終了後の予定	(チャレンジキッチンを利用した後の予定、計画等を記入)

※1 販売予定商品の写真等がある場合は添付してください。

※2 提出いただいた資料は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

申請者  
住所  
氏名

南紀みらい株式会社  
代表取締役



**tanabe en+チャレンジキッチン利用決定（不決定）通知書**

年 月 日付けで申請のあった tanabe en+チャレンジキッチンの利用について、次のとおり決定したので、tanabe en+チャレンジキッチン利用規約第8条の規定により通知します。

店 舗 名	
出 店 内 容	
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 条 件	

（不決定の理由）

tanabe en+チャレンジキッチン利用誓約書

私は、tanabe en+チャレンジキッチンを利用するにあたり、tanabe en+チャレンジキッチン利用規約を充分理解のうえ、下記事項を厳守することを誓約いたします。

【誓約事項】

1. 私は出店にあたり、営業場所・営業時間などを含めた一切について、運営会社の指示に従います。
2. 私は、暴力団又は暴力団関係者ではありません。
3. 衛生管理には十分な注意を行い、食中毒などが発生した場合には全責任を負い、運営会社に迷惑をかけることはいたしません。
4. 火気の取り扱いには十分注意し、火事などが発生した場合には全責任を負い、運営会社に迷惑をかけることはいたしません。
5. 各種法令を遵守し、適切な利用目的にのみ利用いたします。

【利用にかかる注意事項】

- 利用する食材（調味料含む）は、利用者でご持参ください。
- 備え付けの機器、食器類はご自由に使用していただく結構ですが、万が一、破損した場合は実費を弁償していただきます。備え付けの機器、食器類で不足する場合は利用者でご持参いただいても結構です。
- 利用後は、持ち込んだものは全て持ち帰りをお願いいたします。
- 利用後は、食器や調理器具類などは洗浄し、元あったところへ戻してください。また、店内も簡単に清掃をお願いします。その他に関しても、現状復帰をお願いいたします。
- 店内は厨房、バックヤードを含め全面禁煙です。
- 利用にあたっては、騒音・異臭などを発生させないようにお願いいたします。
- 店舗として取得している営業許可は、「飲食店営業」「菓子類製造販売」「そうざい製造許可」「アイスクリーム製造業」となります。これらの営業許可の範囲外の営業は行えません。
- お客様とのトラブルやクレームは、利用者が責任を持って行なってください。

上記事項の内容を理解した上で、次の通り本誓約書に署名押印いたします。

令和 年 月 日

住 所

出 店 名

申込者氏名

印